

# 社会福祉法人慈楽福祉会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、仕事と生活の調和を図るとともにすべての職員が、その能力を十分に発揮できるよう働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次の行動計画を策定する。

1.計画期間 2024年 6月 1日 ~ 2029年 5月31日までの5年間

2.内 容

## 【 目標1 】

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、制度の周知や相談体制を行なう

(対策)

- ・令和6年6月～ 母性健康管理の措置に関する社内体制の点検及び周知
- ・令和6年6月～ 相談体制の整備について周知する。

## 【 目標2 】

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性社員・・・取得率を50%以上にする。

女性社員・・・取得率100%を維持する。

(対策)

- ・令和6年6月～ 育児休業等に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。
- ・令和6年6月～ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを計る。

## 【 目標3 】

若年者に対するインターンシップ等の職業体験機会を提供する

(対策)

- ・令和6年6月～ 福祉業界への就職を考えている学生に対しインターンシップの受入れ、また地域の小中学生などには施設見学等を行なうことで、若年者へ職業体験を提供する

## 【 目標4 】

年次有給休暇の取得を促進する為、制度の周知と啓発をおこなう

(対策)

- ・令和6年6月～ 定期的に有給休暇取得状況の把握を行い管理職から取得を促す。業務配分を見直し、有休休暇取得を1年で6日以上もしくは前年度 10%以上の利用とする。
- ・令和6年6月～ 計画的な取得に向けて、管理職へ周知を行なう